予算特別委員会

令和８年３月１６日

葛 城 市 議 会

予　算　特　別　委　員　会

１．開会及び閉会　　令和８年３月16日（月）　午前９時30分　開会
　　午後０時32分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

委員長	藤井本　浩
副委員長	吉　村　始
委　員	木　村　公
〃	鷺　本　義　明
〃	杉　本　訓　規
〃	梨　本　洪　珪
〃	奥　本　佳　史
〃	谷　原　一　安

欠席した委員　　な　し

４．委員以外の出席議員

議　長	増　田　順　弘
議　員	福　本　善　之
〃	速　水　一　生
〃	川　村　優　子

５．委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市　長	阿　古　和　彦
副市長	東　　錦　也
教育長	椿　本　剛　也
企画部長	高　垣　倫　浩
秘書広報課	石　田　智　士
企画政策課長	西　川　直　孝
企画政策課主幹兼	
ＤＸ推進室長	駒　井　康　人
人事課長	森　本　啓　二
総務部長	林　本　裕　明
庁舎機能再編推進室長	木　下　友　博
生活安全課長	野　地　幸一郎
財務部長	内　蔵　　清

税務課長	髙　松　和　弘
市民生活部長	西　川　勝　也
総合窓口課長	村　田　良　作
保険課長	増　井　朋　子
クリーンセンター所長	西　川　康　光
保健福祉部長	中　井　智　恵
社会福祉課長	能　海　正　男
介護保険課長	田　中　美　菜
地域包括支援課長兼	
いきいきセンター所長	西　川　　進
健康増進課長	松　本　育　子
こども未来創造部長	葛　本　章　子
こども未来課長	西　川　　修
子育て支援課長	新　澤　明　子
こども・若者サポートセンター所長	川　﨑　圭　三
産業観光部長	植　田　和　明
農林課長	山　岡　邦　啓
都市整備部長	安　川　博　敏
都市計画課長	村　田　真　也
建設課長	奥　田　雅　彦
教育部長	勝　眞　由　美
教育総務課長	葛　本　康　彦
学校教育課長	森　本　欣　樹
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	油　谷　知　之
生涯学習課主幹兼	
歴史博物館長	神　庭　　滋
体育振興課主幹	勝　浪　栄　次
上下水道部長	吉　田　和　裕
水道課長	西　川　基　之
下水道課長	稲　田　恭　一

６．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米　田　匡　勝
書　　記	神　橋　秀　幸
〃	西　邨　さくら

７．付　議　事　件（付託議案の審査）

議第11号　令和７年度葛城市一般会計補正予算（第９号）の議決について

議第12号　令和７年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の議決について

議第15号　令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）の議決について

議第13号　令和７年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第３号)の議決について

議第14号　令和７年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第４号）の議決について

議第16号　令和７年度葛城市水道事業会計補正予算（第３号）の議決について

議第17号　令和７年度葛城市下水道事業会計補正予算（第３号）の議決について

開　会　午前９時３０分

藤井本委員長　ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。朝起きると、やっぱりもう春やなと。まだ寒いですけども、朝６時ぐらい、今日私も６時頃から朝ちょっと散歩と言うてええんですか、ウォーキングしていたんですけど、歩けるぐらい明るくなってまいりました。今週も春分の日もあって、冬至と夏至の間の、ちょうど間ぐらいになる日ということで、それも当然かなと。

今日からこのメンバーで予算特別、今日は令和７年度の補正予算について審議をいたします。それ以降、４日続いて令和８年度の新年度予算の当初予算について審査をしていただくわけで、これから長丁場になります。この始まりと終わりで気候が変わるのじゃないかなと、こんなふうに思います。そんな中ですけども慎重審議を、長丁場になりますけどお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

発言される場合、必ず挙手いただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

前後しましたけども、委員外議員さんの出席をご紹介いたします。手前から川村議員さん、速水議員さん、福本議員さん。よろしくお願いします。

葛城市議会では、会議出席者用のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いします。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めたいと思いますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここで予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等についてご確認いたしたいと思います。

まず、審査の順につきましては、ペーパーレス会議システム等で配付の予算特別委員会次第の記載の順番に１議案ごと上程し、採決まで行います。次に、一般会計補正予算の審査方法についてでございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして、質疑については、まず歳出２款とその歳出に関連する歳入、第２表の繰越明許費及び債務負担行為補正の部分について行いたいと思います。そして、２款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の３款、４款とその歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。４款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の５款、６款、７款とその歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。７款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の８款、11款とその歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について、質疑を行います。そして、歳出の11款までの質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決と行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様に１議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。

なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

今申し上げましたこれまでのことにつき、ご質問、ご意見ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、議第11号、令和７年度葛城市一般会計補正予算（第９号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

内蔵財務部長。

内蔵財務部長　皆さん、おはようございます。財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま議題となっております議第11号、令和７年度葛城市一般会計補正予算（第９号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億3,717万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億1,610万8,000円とするものでございます。第２条では繰越明許費、第３条では債務負担行為、第４条では地方債の補正をそれぞれ行うものでございます。

続きまして、６ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費補正でございます。最上段、２款総務費、戸籍住民基本台帳事業から、最下段、８款教育費、當麻スポーツセンター管理事業までの全部で11の事業について、金額で10億3,765万3,000円を、令和７年度から８年度へ繰越明許費の設定を行うものでございます。

続きまして、７ページをお願いいたします。第３表、債務負担行為補正でございます。（仮称）當麻複合施設整備事業におきまして、令和７年度の当初予算で設定しておりました令和８年度の限度額について、金額が変更となりましたので、補正を行うものでございます。

続きまして、８ページをお願いいたします。第４表、地方債補正でございます。１、追加では減収補てんで、限度額は1,840万円でございます。続いて２、変更でございます。歳出、事業費の補正に伴い、限度額の補正を行うものでございます。補正前の限度額に総額で２億2,780万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、14ページをお願いいたします。14ページの歳出の事項別明細書から各款の主な補正予算についてご説明申し上げます。

各款を通じまして、ほとんどが減額補正でございます。主な内容といたしましては、年度末であることから、事業費の確定に伴う不用額や契約差金の減額、また増額補正につきましては、国の補正に伴うものや、事業費の精算に伴う国や県への返還金などでございます。これからの説明に当たりましては、時間短縮の観点から、増額となっております補正予算の中

から主なものを抜粋して説明のほうをさせていただきます。お願いいたします。

それでは、14ページの２款総務費からになります。１項１目一般管理費で、補正額は1,538万5,000円でございます。主には人件費、人事課で退職手当特別負担金の追加でございます。

続きまして、17ページ中段、３項１目戸籍住民基本台帳費で、補正額が455万4,000円でございます。こちらは国の補正に伴う補正で、法改正に基づくシステム改修でございます。

続きまして、18ページ下段、３款民生費、１項４目障害者福祉費で、補正額は3,739万4,000円でございます。主には自立支援給付事業の扶助費、訓練等給付費の増額でございます。

続きまして、20ページになります。２項２目児童措置費で、補正額が4,082万8,000円でございます。主には子どものための教育・保育給付事業で、公定価格の改定等に伴う給付費の増額でございます。

続きまして、22ページ中段をお願いします。２項10目物価高対応ひとり親家庭等応援手当事業費で、補正額が1,220万2,000円でございます。こちらは県の補正に伴う補正で、ひとり親家庭への物価高対応策として、児童扶養手当の受給世帯に対し、応援手当の支給を行うものでございます。

続いて、24ページの一番下から25ページにかけてでございます。５款農林商工費、１項９目団体営土地改良事業費で、補正額が8,015万5,000円でございます。こちらも県の補正に伴う補正で、ため池の劣化状況調査や耐震性調査など、また、県営ため池等整備事業負担金の追加でございます。

続いて、同じく25ページの下段をお願いします。６款土木費、２項４目国鉄・坊城線整備事業費で、補正額が1,496万2,000円でございます。こちらは交差点改良工事費を追加するものでございます。

続いて、27ページの中段をお願いします。７款消防費、１項４目災害対策費で、補正額は7,898万4,000円でございます。こちらは国の補正に伴う補正で、備品購入では防災資機材の購入、また、公用車購入では物資運搬啓発用車両の購入でございます。

続いて、28ページをお願いします。８款教育費、２項１目学校管理費で、補正額は６億5,829万6,000円でございます。小学校管理事業で国の補正に伴う補正で、新庄小学校の長寿命化改修事業と、磐城小学校の空調設備更新事業の追加でございます。

続いて、29ページの下段をお願いします。４項１目幼稚園管理費で、補正額が1,429万3,000円でございます。主には子ども・子育て支援事業の施設型給付費で、公定価格の改定等に伴う増額でございます。

続いて、30ページの中段をお願いします。６項２目体育施設費で、補正額が79万3,000円の減額でございますが、當麻スポーツセンター管理事業におきまして、トイレ改修工事に追加工事が出たため、工事請負費のほうが54万3,000円の増額となっております。

続いて、同じく30ページの下段をお願いします。11款諸支出金、１項２目減債基金費で、補正額が3,267万2,000円で、こちらは国からの通知に基づく積立てでございます。

続いて、３目公共施設整備基金費で補正額が１億5,853万1,000円で、こちらは地方財政法の規定に基づく積立てでございます。

続いて、13目森林環境整備基金費で補正額が352万円、こちらは森林環境譲与税に係る事業の執行残額を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書のほうは９ページから13ページになります。なお、14款国庫支出金、それから15款の県支出金、また21款の市債につきましては、歳出対象事業費の減額に伴う補正、一方、増額では国の補正予算に伴う補正などでございます。時間短縮の観点から、説明のほうは簡単にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、９ページをお願いいたします。１款市税でございます。１項１目市民税個人、２目同じく法人、それぞれ令和７年度の収納状況を勘案した中での補正となっております。

続いて10款地方交付税でございます。１項１目地方交付税で、令和７年度普通交付税の金額の確定によるものでございます。

続いて10ページをお願いいたします。14款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金で、補正額は１億9,849万7,000円の減額となっておりますが、国の補正予算に伴うものといたしましては、地域未来交付金２分の１、3,994万7,000円と、それから社会保障・税番号制度システム整備費補助金10分の10、455万4,000円でございます。

続いて、同じく２項６目教育費国庫補助金で、補正額が１億822万7,000円でございます。同じく国の補正予算に伴うものといたしましては、学校施設環境改善交付金事業補助金３分の１、１億197万9,000円でございます。

続いて、11ページの中段をお願いいたします。15款県支出金で、２項２目民生費県補助金で補正額が1,656万6,000円で、県の補正予算に伴うものといたしましては、物価高対応ひとり親家庭等応援手当事業費補助金10分の10、1,100万円と、同じく事務費の補助金120万2,000円でございます。

続いて、同じく２項４目、農林商工費県補助金で、補正額が7,375万円で、こちらも県の補正予算に伴うものといたしましては、団体営土地改良事業費補助金7,900万円でございます。

続いて12ページをお願いいたします。18款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金のほうで収支の調整をしております。

続いて19款繰越金、１項１目繰越金で、確定額に合わせた補正でございます。

続いて21款市債につきましては、主なもので13ページの１項７目教育債で、補正額が５億5,420万円で、小学校管理事業債で国の補正予算に伴う補正となっております。

以上で、一般会計補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、先ほど冒頭で説明させていただきましたとおり、歳出の２款とその歳出に関連する歳入、第２表の繰越明許費及び債務負担行為補正の部分についての質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員　よろしくお願いします。私から２つ聞かせてください。

まず、２款１項１目、14ページ、18節負担金補助及び交付金の退職手当特別負担金2,278万3,000円なんですけれども、これの増額理由、ちょっと聞かせていただきたいと思います。定年以外の方のこれ、内訳とか、それから年代、あと自己都合の方が何名いらっしゃったかということも含めて、ちょっと分かる範囲で詳細に聞かせていただけますでしょうか。１点目が、それでよろしくお願いします。

２つ目が16ページ、２款１項９目、これも18節の負担金補助及び交付金の移住・就業・起業支援事業補助金、これ200万円の減額になっているんですけれども、これの内容をちょっと、これいつも当初予算で上げんねんけれども、ほぼ全額減額ということでずっと来てたと思うんです。今年は減額、当初は300万に対して200万の減額やから、１人来ていただいた、１人というか、１家族かな。来ていただいたんかなと思うんですけれども、ちょっとそのことについて、ちょっと詳細に教えていただけますか。

以上、よろしくお願いします。

藤井本委員長　森本課長。

森本人事課長　おはようございます。人事課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

まず１点目、退職手当特別負担金の増額の理由でございますが、当初予算、そもそも見込んでおりませんでしたのは、定年退職の方がいらっしゃいませんでしたので、その後、退職手当特別負担金が発生する方が、退職者出ましたので、増額補正をしております。この今回の補正額の内訳としましては、60歳を超えて退職される方、定年ではないんですけども、60歳を超えて退職される方が２人で1,062万3,000円、あと、フルタイム会計年度任用職員の方で、任用期間が終了される方の分が１人で４万4,000円。あと、それ以外で、勧奨退職、あと、自己都合で退職される方の分として６人分、1,211万6,000円の計上になっております。また、自己都合の人数ということなんですけども、今申し上げたのは退職手当特別負担金が発生する方になりますので、その内訳でよろしいですかね。全体の……。

（「全体のほうです」の声あり）

森本人事課長　全体のほうですかね。令和７年度中に再任用職員、任期付職員、県からの割愛職員を除きまして、常勤職員の方の今年度中の退職は今ところ15人の予定になっております。その中で、自己都合が12人の予定になっております。その年代につきましては、20代の方がお一人、30代の方が７人、40代の方が３人で、50代の方が１人という形になっております。

以上です。

藤井本委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この移住・就業・起業支援事業補助金、今年度については数件ちょっと相談がありまして、うち１件については２月の末、県の交付決定ぎりぎりになるタイミングで受けるということをちょっと聞いておったんですけども、ちょっと申請書を見たときに、ちょっと若干書類不

備がございまして、ちょっと今年度中に交付決定というのが、ちょっと難しくなっているような、今現状でございます。ただ、この方につきましては、令和８年度に再度申請するという旨を伺っておりますので、現在そういう状況でございます。

以上です。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　ありがとうございます。自己都合、全体で12名ということで今聞いたんですけれども、昨年４人やったかなと思うので、ちょっと今回、非常に多いのかなというふうに今聞いて感じたんですけれども、特に30代、40代の方が７人、３人ということで、非常に中間管理職としてこれからばりばりやっていかんとあかんというような方が抜けられるということですね。これはちょっと、人材確保の観点からも非常に、役所内の人事として非常に大変なことかなというふうに思ったりします。特に昨年の補正予算、私はここにいませんでしたけれども、ちょっと見させていただいたりすると、多くの議員さんが非常にこのことについて指摘もされてたと思うんです。特に、やめると決める前に、勧奨とかご自身の夢を追ってやめられる方はあれやと思うんですけれども、それ以外に、何かご自身の中でこの仕事に対するいろんな思いなんかがあったりして、もしくは、何というんですかね。いづらくなったりとか、そんなことも、それぞれの個人の事情があると思うんですけれども、そういったところに対して、どれだけ今手当てができているのかなというところが大事なことかなというふうに思うんですよ。特にメンター・メンティー制度なんかも、若い方向けにはそういったところで、何とか若手の人材の流出を防ごうというようなことをされていると思うんですけれども、そういったところ、今どうなっているのかということをちょっと聞かせていただきたいのと、あと、これって、ちょっと私も個々の事情は分からないんですけれども、急にやめたいというふうになるのか、それとも休職期間があって、その後に、なかなかちょっとこれ以上続けられないという方もいらっしゃるかと思うんで、ちょっと今現在も、市役所内で休職されている方、どれぐらいいらっしゃるのかというのも分かったら、ちょっと教えていただけますでしょうか。それが１つ目のほう、よろしくお願いします。

２つ目のほう、久しぶりにこれあって、僕よかったなと。今までは、令和４年ぐらいかな、１件だけあって、その後ずっとなくて、これについても議会のほうからも、何とかちょっと使いやすい方法を、これは国とか県の要項に従ってのことなんですけれども、ちょっと使いにくいというか、非常にこれも、なかなかこのままほっといたら、何ていうんですか、東京からしか、関東圏からしか来れないとか、いろんな事情があるということなんですけれども、これ、葛城市でちょっと工夫できへんのかなんていう意見もあったかと思うんです。その点、何かこの方、結局２月末に、書類に不備があって来年度になるということでしたけれども、何か手だてを講じられてちょっと来ていただけるようになったのか、それともたまたまそういう方があったのかということ、ちょっともうちょっと掘り下げて教えていただけますか。

藤井本委員長　森本課長。

森本人事課長　まず、前年度の自己都合の人数なんですけども、先ほど４名ということでおっしゃっ

ていただいてたんですけど、多分、昨年度の答弁のときに、退職手当特別負担金の対象になる方という形での答弁だったと思いますので、実際には、先ほどと同じ基準で言いますと12人でしたので、増えているという形ではないので、そこだけ一つお伝えしておきたいと思います。あと、どのようなケアをしているのかというところなんですけど、基本的なところにはなるんですけども、上司のほうがふだんの様子を見ながら、コミュニケーションを取りながら、まず、状況を確認、ふだんのコミュニケーションをとっていただいて負担を軽減という形になりますし、人事課のほうでも随時相談のほうを受け付けておりますので、できる限り働きやすい環境というところで、サポートというところは考えております。また、休職者の数なんですけども、今現在、令和８年３月１日現在で休職している職員は４人という形になっております。

以上です。

藤井本委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いします。

まず、相談のあった方というのが、実際は、結果的にはたまたまなのかもしれないんですけども、今年度、令和７年度につきましては、８月に大阪で開催されました奈良県北西部市町村合同移住・就労セミナーに参加したりですとか、また、９月に東京で開催されたふるさと回帰フェアというものにも参加させていただいておりますので、今後ちょっとこういった場面を活用して、どんどんしっかり移住をアピールしていきたいなとは考えております。あと、この使いにくいという点については、またちょっと今後、他市の事例も踏まえながら少し、ちょっと研究していきたいなと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　さっきは、ほな今年も変わらずということで、去年のを僕、ちょっと読み方間違っていたということで、12名ということなんですけれども、本当にコミュニケーションを図ってしっかりとその方に手当てをした上で、それでもどうしてもという方やったら、僕はそれはしようがないと思います。そこまでしっかりと踏み込んでできているのかというところを、もう一回人事課のほうでも、こういうのをできるだけ減らすための施策というのを取っていただきたいんです。どうしても葛城市役所勤めて、こういう中間の方が、30代、40代、50代の方、抜けられるということは、業務にも本当に支障も来しますし、そういう方、ばりばり働ける方が次の職場に移っていってしまうというのは非常に大きな損失になってきますので、本当に企業風土も含めて、メンター・メンティー制度なんかも、前の溝尾副市長のときにつくっていただいて、非常によくなったなというふうに思っているんですけれども、そこでとどまることなく、さらにちょっと、そういう方々をしっかりと葛城市役所の人材として大切に扱っていただいて、その方も育成していただけるようによろしくお願いします。

あと、移住・就業・起業のほうなんですけれども、本当にこれもなかなか難しい問題で、できたらこういうのが増えてくるように努力もしていただいていると思うんですけれども、どうも答弁をずっと見ていますと、毎年研究します、毎年研究しますというのがずっと続い

ているんですよ。去年も同じように研究しますという答弁で終わってて、何か研究した成果として今回あったんかなということで、私もちょっと聞きたかったんですけれども、しっかりと今後、やはり移住定住だけじゃなくて、起業も含めて、葛城市内の活性化のために、そういう若い人材が来ていただくということは大切なことですので、ちょっとまた、これまた今年もあろうかと思うんですけれども、しっかりと研究していただきたいということで、よろしくお願いします。

（「関連」の声あり）

藤井本委員長　関連。２人とも関連。じゃあ奥本委員。

奥本委員　早期退職の件で、ちょっと関連で１件お願いしたいんですけども、メンター・メンティー制度を導入されて、相談に乗られた側、乗った側というのかな、恐らくはいろんな相談事の中で、不安なこともそうですけども、いろんな仕事に対する改善の要望とか、多分そこで話が出るんかなと思うんですけども、そこで何らかの要望というか、対策をお願いしたいという声が上がってきたときに、メンターの方はどう対応されているか。解決に向かって何か、どういうアクションを起こしていらっしゃるか、そこが見えないです。制度はいいんですけども、その制度をうまく活用できているかどうかというところは、ちょっとまだ我々も聞いたこともないし。葛城市は職員の労働組合がございませんので、何らかの制度改正とか要望を、組合があれば組合が行政に対して代弁するという形を取ります。組合が、置けと言っているわけじゃないですよ。ただ、そのメンターの方がそういう相談を受けて、その次のアクションをどういう体制になっているかって、そこだけ確認したいと思います。

藤井本委員長　いけますか。森本課長。

森本人事課長　メンター・メンティー制度については、基本的には日々、ふだんの軽い相談というところでつながりをというところでお願いしている部分もあるんですけども、改善等、相談がありましたら、こちらのほう、サポートはさせていただきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長　フォロー体制をどのようにされているかという、議員としては、議会としては心配して質問されているので、もう少し具体的な事例とか挙げるとかさ。12人もいてんねんから。

森本課長。

森本人事課長　人事課の森本です。

メンター・メンティーの制度については、毎年アンケートを取りまして、どのような感じで考えていっていただいているのかというところの情報は集めさせていただいて、ふだんから声はかけさせていただいておりますので、ふだんから声をかけさせていただいているという形です。

以上です。

反映としても職場のほうを、具体的なところが、今のところそこまで、こちらのほうに上がってきている部分はありませんので、ただ、メンター・メンティー制度の運用の形としては改善しておりまして、全体で交流会を持ったりというところで改善はしておるんですが、具体的な要望等というところでは、今のところまだ、具体的には上がってきてないという状

況になっております。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　例えば制度的なとか、業務の流れを改善を、これを改善してもらったら私、もっといやすいんやろうとかいう、そういう相談を受けた場合に、受けた方が、そこのところの所属している事業部、部署に対して何か働きかけして、それが改善できるのか。何かそういう仕組みに対する改善というのは、組織的にできるはずなんです。それ以外に、メンタルのところを相談された場合は、それを例えば専門家に、カウンセラーにつなぐとか、そこをやらないと、この相談だけで終わってしまっていても、表面的なところだけになりますので、最終的に離職者を減らすというところにはなかなかつながるのは難しいかなという気はするんです。やっぱり制度を導入されたことはいいと思うんですけども、そのきっかけ、あくまでもきっかけじゃないですか。最終的に目的とするのは、やっぱりいろんな職員さんが抱えていらっしゃる職場に対する不満とか不安とか、改善したら仕事やりやすいのにというのが多分出てきていると思うんですよ。そこをやっぱり潰していかんと、退職者のところがやっぱり減っていかないかなという気はするんです。だから今、具体的にそこまでやっていらっしゃらないということなんですけども、ちょっとやっぱり次の年はそこをまた一歩進んだ上で、やっぱり職場にいやすい環境というのをつくっていくのが一番目的かなと思います。そうしないとやっぱり、これはうちの市役所に限らず、日本全国でやはり退職者が増えているのが現状なんですけども、そこに対しての、やはり働きやすい環境というのは日々、どうしたらいいかというのを、メンター・メンティー制度をつくったら終わりというわけじゃなくて、その先を見据えて動いていってください。もうこれは、もう要望で終わります。

藤井本委員長　続いて、吉村副委員長。

吉村副委員長　私も同じく退職手当特別負担金のことについて、関連質問させていただきます。

先ほどからメンター・メンティー制度ということで、これは令和２年度から導入されていると思うので、５年程度運用されていると思うんですが、先ほどありましたように、奥本委員からも質問ありましたように、この改善をお願いしたいというふうに思うんですが、メンター・メンティー制度もそうですし、それから、令和５年度から係長制度に伴う相談体制がスタートしたかと思うんですが、これらは主に、ちょっと私の思うには若手職員さん向けの制度ではないかなというふうに思うんです。これはそれで間違いがないのかということが確認をしたいのと、それからあと、例えば不満を抱えたりとか、あるいは不安になったりとかということは、これは決して若手の方だけの問題じゃなくて、中堅以上、特に管理職の方なんかも抱えておられたりとかすると思うんですけども、そういった管理職の方、年配の方、そういった方々へのケアというんですか、そういったものというのはされているんでしょうか。

藤井本委員長　森本課長。

森本人事課長　人事課の森本です。よろしくお願いいたします。

まず、メンター・メンティーと、あと係長制度がどの層に向けてというところなんですけ

ども、副委員長おっしゃるとおり若手、基本的には係長以下の職員に対する制度という形になっております。

以上です。

藤井本委員長　高垣部長。

高垣企画部長　企画部、高垣です。よろしくお願いします。

２つ目の質問、管理職ですよね、特に。まず皆さんもおっしゃっている、委員さん、各委員さんおっしゃっている、職場環境の様々な働き方の場面の変化や、まず職員のそれぞれの背景などが様々、今変わってきていまして、職場で退職者を出さないという取組を地方公務員だけではなくて、もう社会全体としても問題になっておるという認識をしております。その中で今、吉村副委員長おっしゃいました管理職の部分での対応ですけども、メンター・メンティーはないんですけど、具体的には、課長の場合でしたら、直属の部長がまず相談相手になるんです。そういう部長に言いにくい場合とかになったら、もう場合によっては人事課、私も含めて人事課でお話聞く、もしくは、もう必要ならば副市長にお話聞いていただいて対応しているという現状でございます。そのような中で、いろんな問題、課題とかありましたら、対応できることはまた一緒に話して、すぐにはできない場合のほうが多いんですけれども、対応させていただいている状況でございます。

以上です。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　場合によっては直接、例えば課長であったら部長とか直属のというふうなことがあったりとかという形になってくると思う。場合によっては今話が出ましたように、副市長のほうに話が、相談とかいうふうな形があるわけですよね。ほな、今ちょっと副市長のお名前も出ましたんで、副市長、今まで具体的に、やはりそういった相談というふうなことがあったりとかして、対応とかされて、差し支えのない範囲でお答えいただけたら。こういう相談が増えてきたよとか、そういうふうなことがもしあったりとかしたら、それに対して自分としてはこういうふうに対応してるよということがあったら、またお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長　東副市長。

東　副市長　おはようございます。東でございます。

ただいまの吉村副委員長さんのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず、そうですね。取り入って私のほうまでご相談に来ているという重大な案件というのはないのかなというふうに思っております。というのは、日頃から職員とはコミュニケーションを取っております。以前の副市長、またその前の副市長とは違いまして、私の場合、プロパーで上がっておりますもので、やっぱり昔から職員との関係というものは構築してきたつもりであります。そういった中において、やっぱり職員の悩み、顔色を見ただけで分かる部分もありますし、やはり今日どうしたんとか、体調悪いのとかという声かけもさせていただいたりもしていますし、何かあれば副市長室の扉を閉めて、担当課長や部長とも話する機会もあります。ただ、詳細についてはこの場ではちょっと述べられないので、またそれは勘弁していただきたいと思いますけれども、いかんせん、何というのかな、職員のやっぱり気持ちになってと

いうか、不安というものは払拭してあげたいと思いますし、相談にも乗ってあげたいと思いますので、引き続きそういった配慮といいますか、手を差し伸べる、そういう気持ちで職務に取り組んでいきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　今し方おっしゃったように、東副市長は非常に気さくなキャラクターというのは私も重々存じておりまして、特に市長、副市長というのは、会社でいうと社長、副社長みたいな感じですので、やはりトップが、やっぱり声をかけたりとか、職員さんにということは非常に重要なことだと思いますので、またその辺り、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　関連は以上です。

ほかに。

杉本委員　関連ではないんですけど。

藤井本委員長　いや、もう関連終わりましたから、新規で行ってください。いいです。

杉本委員。

杉本委員　僕、あんまりちょっと言う気なかった。今、副市長がおっしゃったのでちょっと聞かせてもらいたいんですけども、制度としてはいいと思うんです。副市長、まさにおっしゃったとおりで、日頃の顔色であったり、例えば、言うても同じ組織の中の人間の上司なので、言える人、言えへん人って多分おられると思うんですよね、やっぱり。その相談内容によっては。日頃そういうふうに努力されているのが、今ちょっとおっしゃったから、ちょっと聞きたいんですけども、やっぱり優秀な方って、やっぱり上を目指してやめられる方も、僕は中にもおると思うんです。そういう方ってすごい僕はもう損害というか、そりゃそうですよね。恐らく、ここでこんだけできるんだから、県でもできるんだろうかとかって思うのが必然と思うねんけど、これが僕は一番問題だと思っているんですけども、そういうのをとめるためっつったら、今現場見ているっておっしゃったから聞くんですよ。何かええ方法ないんですか。どういう努力をされているんですかね。

藤井本委員長　東副市長。

東　副市長　ただいまの杉本委員のご質問にお答えしたいと思います。

どういうことをしてとめているというか、優秀な職員を確保するのかといった部分なのかなというふうに思っておりますけれども、やはり優秀な職員、そうです、現にいらっしゃいますし、ちょっとでも葛城市役所にとどまっていただきたいというのは、我々の願いでもあります。そういったところで何をしているかといいますと、やはりこの、何というんですか、やっぱりその子を１人きりにしないといいますか、やっぱり、私は日頃から心がけているのは、先ほどから吉村副委員長の答弁にもさせていただきましたけれども、やっぱりコミュニケーションだと思うんですよね。やっぱりいかにコミュニケーションを取って、職員の思いというものをくみ上げて、適材適所の人事配置をするということが一番なのかなと。ですから、この職員はこの部署でやったら能力を発揮するだろうというところに当然人事配置

をしておりますし、そういったことで当該職員にも、もしそういうことがいらっしゃったら、何をしたいのかというのをいち早く察知して、何というのか、自分のしたいことをさせてあげるとか、そういう配慮をしながらの、何というんですか、取組はさせてもうてるつもりであります。

以上であります。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　相談とか僕、受けたことないから分からないですけども、副市長はそれだけが仕事じゃないので、そればっかりやることはできひんかもわからないですけども、若手の方対象にそういう力を入れていっていただいて、さっきも言いましたけど、制度としてはそれでいいと思うんですけども、やっぱり極端な話、副市長に相談したら一発や、みたいな。間の関係性が一番いいと思うんです。なかなか難しいと思うんですけども、それは部長もやっていただかなあかんと思うんですけども、ただ、やっぱり先ほど言わはったみたいに、人事配置権に関しても、給料のことに関しては僕ちょっと分からないですけども、やりがいとか、バイトとかでもそうですやん。給料と人間関係とやりがいで、もうころころ変わっていくというのは、それは若い方々、そういう考えというのは分からんでもないんですけども、やっぱり葛城市は若い方が優秀だ、将来を見据えたときに、若い方々が残っていただけるように、ちょっとその辺は、制度としてはいいんですよ。そのリアルな面に関しては、ちょっとその辺、副市長、そればっかりやっていただくわけにはいかんですけども、一番、副委員長おっしゃったみたいに、できそうというか、得意そうというか、その辺はちょっと注力していただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長　東副市長。

東　副市長　ありがとうございます。ちょっと補足でございますけれども、せんだっても若手職員、入って、入庁して１年目、２年目の職員の副市長ミーティングというのをさせていただきました。その中において、新しい職員は言いたいことを言いなさいよというふうな指導もさせていただいておりますし、直属の係長、また課長、課長補佐に言っていいねんよというふうにも言っていますし、もし言いにくかったら、今さっき杉本委員おっしゃったように、直接副市長に言ってきてもらってもいいですよというふうに私は伝えてあります。ですから、こうやって開かれた、入庁して１年目、２年目の職員が働きやすい、また自分のこういう夢が葛城市のまちづくりに生かせるという提言があれば、どんどんそれを引っ張ってあげて、魅力ある葛城市の職員というものを目指してくれたらいいかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　これ、人事の問題で、これだけ意見が出るいうことは大きな問題やということなので、市長、いろいろ努力はされているんですけど、去年もここから、今年も減っていないという状況で、こんだけ意見が続いていると思うんですけど、一言で結構です。市長の思いというか、自分のお考えをお述べいただきたいと思います。

阿古市長。

阿古市長　これは、一番大きい原因はというと、やはり社会の変化やと思っております。かつて日本というのは終身雇用制をひいていたんですけども、ある種転職することへのハードルというのが低くなってきたというのが、一番やはり根本にある原因やと認識をしておるところでございます。今現在、日本企業全体を見ますと、大体転職率が15％を超える水準まで上がってきております。また、新卒においては35％を超える水準まで上がってきているというのが実情でございます。その中で、葛城市におきましても、新卒の方も含めて、中途採用を実は行っております。それは、今の社会に対応した採用の在り方というところなんですけども、考えてみれば、それもやはり転職がしやすい条件を与えているというところでございます。ですので、今の社会情勢に合わせた形の雇用というものを行政内部でどう考えるのかということが、まず一番、第一原因として必要でないかと感じておることでございます。あとは、個々におきましてはいろんな家庭の事情ですとか、いろんな状況の中で離職される方もおられますので、その辺のフォローの在り方としましては研究していく必要があると考えておるところでございます。一度は公務員、葛城市を選んでいただいた皆様方でございますので、できるだけ終身雇用に近い形で持っていければなという思いで努めておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　ありがとうございます。

ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員　それでは、よろしくお願いします。

15ページです。２款の１項４目の市有財産管理事業、14節になりますけれども、５億6,487万6,000円、庁舎機能再編推進室が担当になっておりますけれども、大変大きな減額になっておりますので、減額理由についてご説明をお願いします。

併せて、関連となると思うんですが、ちょっと戻りますけれども、７ページの債務負担行為のところで、（仮称）當麻複合施設整備事業、これが債務負担行為として増額補正となっております。これもかなり大きな増額補正になっておりますので、この増額補正理由についてお伺いしたいと思います。

３つ目になります。16ページです。２款１項13目定額減税補足給付金、18節のところになりますが、これが6,000万円減額補正になっております。この定額減税の補足給付ですけれども、この支給対象者、その支給実績、そして減額となった理由、これについて説明をお願いいたします。

以上、３点お願いします。

藤井本委員長　以上３点、よろしくお願いします。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長　庁舎機能再編推進室の木下でございます。よろしくお願いいたします。

１つ目の質問にお答えをさせていただきます。まず、（仮称）當麻複合施設の整備工事に

おきましては、本年度６月に実施をいたしました１度目の入札が不調となってございます。工事の着手時期が、次の入札が成立する９月までの間、約３か月延期、ずれ込んだということになりました。それに伴いまして、工事の出来高のほうが、当初は34％程度ということで想定を見込んでおりましたが、実際には14％程度までしか竣工しないということが見えてまいりました。それに伴いまして、今年度の当初予算額９億2,465万円から、今年度の14％の出来高に対応する支出額３億6,970万円、この差額となります５億5,491万円を減額補正とさせていただくものでございます。また、これ同じく工事監理委託料のほうにも連動しておりまして、同じ出来高が連動して減額ということになりますので、工事委託、工事監理委託料のほうも、当初予算額の1,744万円から、今年の出来高に対応する747万4,000円を差し引きまして、996万6,000円の減額とさせていただいております。また、２つ目の質問と連動しますが、債務負担行為の補正額につきましてもこの減額と連動しております。工事期間自体が２か年にわたっての工事となります。この工事が、前年度分の竣工出来高が低く見積もられるということになりますので、自動的に８年度分の出来高が増額になるということになります。ただいま減額補正させていただいた分を債務負担行為の８年度分のほうで増額補正させていただくというものになります。

以上です。

藤井本委員長　髙松課長。

髙松税務課長　税務課の高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

谷原委員さんの３点目のご質問でございます。定額減税の補足給付金事業につきましてでございます。定額減税の補足給付金、いわゆる不足額給付の支給対象者につきましては、全体で4,634件でございまして、対象者全員に令和７年の８月に申請書等を郵送しております。そのうち、申請期限でありました令和７年の10月末までに申請書等の提出のあった4,543件の方に対しまして支給をしております。支給割合としましては98.0％となっております。支給総額につきましては１億3,953万円となっております。

今回の減額補正の理由としましては、当初事業実施に向けて予算を積算した際には、不足額給付の対象者として約5,000人、給付見込額として２億円を計上しておりましたが、先ほど申し上げた最終的な支給実績額が確定いたしましたので、今回の補正で減額をお願いするものでございます。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　まず、（仮称）當麻複合施設整備事業につきましては、昨年入札不調で３か月の遅れが出たために、年度をまたがるということで、こうした補正が必要ということで、よく分かりました。この３か月のスケジュールの遅れというのは、今後の見込みでどういうことになるのか、スケジュールが、当初予定されたものと見て、この３か月の遅れが今、どういう状況かということについて、ちょっと補足で説明していただけたらと思います。

それから、定額減税補足給付金ですけれども、これは大変税務課の方には、大変な作業が発生しているわけですけれども、100％になかなか至らないと。制度上、国のこうした形で

の減税が今後も続くかなとは思うんですけれども、なかなか事務的なところも大変な負担が増えているんですが、この２％の方、本来もらえるはずの減税が受けられないということになるわけで、これについての対応というのはどのようにされてきたのかということ、併せてちょっとお願いします。

藤井本委員長　木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長　庁舎機能再編推進室の木下でございます。スケジュールの見込みにつきましてお答えをさせていただきます。

入札不調によりまして、３か月間のスケジュールのずれというものを発生しておるわけでございますが、工事の竣工期日自体もおよそ３か月程度延期をいたしまして、現在発注している工事は令和９年の１月の末に工事が竣工するという想定で進んでおります。現在のところ、現在解体工事の部分ですね。躯体の解体工事の部分を進めておりまして、いろいろと音のほうでもご迷惑をおかけをしておるところではございますが、現在のスケジュールでは、そのスケジュールどおりに進んでいるというところでございます。

以上です。

藤井本委員長　髙松課長。

髙松税務課長　谷原委員の再質問についてでございます。未申請となっている方についての対応状況についてでございますが、申請書等を当初に全員に送付させてもらっている内容につきまして、申請期限までに提出がなかった場合については、給付金の支給を辞退したものとみなしますよということで案内をしておりまして、令和７年の９月下旬と10月の中旬ぐらいに、その時点で、まだ申請がまだの方に対して、給付金支給についての勧奨通知を２回実施しておりますが、期限までに申請のなかった、合計、辞退された方も含めまして91件の方に対しては支給できておりません。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。（仮称）當麻複合施設整備につきましては、ちょっと竣工も３か月遅れるということですけど、それは工期の問題もありますので、よく分かりました。引き続きよろしくお願いします。

それから、定額減税については、当初の申請しなかった人については２回勧奨通知を出されたということで、よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員　私から２件お願いします。

まず１件目が、15ページ、２款総務費、５目電子計算費の、これをまとめて電算システム共同化推進事業、企画政策課分なんですけども、まず、これは減額理由を教えてください。これ、システム標準化の期日が令和、2025年か。末で、たしかなっているはずですけども、それが遅れているのかどうか。遅れてないんであれば、どういった理由で減額になっているかというのを、これまず１点目です。

２点目、次のページの９目企画費の空家対策事業の、空家解体補助金、当初予算で270万のところで、220万の減額になっている、この理由と、その実績ですね。内容をお願いします。

以上２点お願いします。

藤井本委員長　駒井室長。

駒井ＤＸ推進室長　企画政策課、ＤＸ推進室の駒井です。よろしくお願いいたします。

奥本委員様の質問でございます。まず、葛城市の標準準拠システムの導入の状況でございますが、昨日、土曜日、日曜日にかけまして移行作業を行いました。本日から新しいシステムが、今日からまさに稼働しております。稼働につきましては、昨日の時点、移行作業の確認時点では滞りなく移行しているという確認を取れております。現在、実際全職員が、対住民さんの業務であったり、内部の業務であったりに対して実施しております。不都合がある場合は、都度対応ということになろうかと思いますが、現時点では滞りなく移行ができたという認識を持っております。

それに対しまして、こちらの減額の補正でございます。全体で1,312万5,000円の減額となっております。一番上の使用料及び賃借料のソフト等使用料に関しまして、こちらに関しましては、本日から稼働しております新しいシステムの賃借料、この１か月分が、昨年７年度の予算を計上していたときよりも、使用料が72万円安くなるという契約を締結することができましたので、その契約差分ということをマイナスにしております。もう一つのガバメントクラウド使用料1,164万9,000円、こちらの減額に関しましては、今般新しく導入いたしました標準準拠システムと申しますのは、ガバメントクラウドという政府が準備しておりますクラウド環境で稼働することが条件とされております。このガバメントクラウドを使用するに当たって、使用料、通信料であったりクラウド上の保存領域、こちらを使用するのに必要な料金になりますけれども、こちらの料金を算定するのが非常に難しいものになっております。

まず、ベンダーのほう、業者さんのほうですね、こちらのほうのシステムを導入するに当たって、こちらのほうからお願いしている業者さんも初めての取組となっておりますので、毎月の使用する額という、データの量というものは非常に算定しにくいと、どの業者さんもおっしゃっておられます。その場合、最大限使った場合、どれぐらいかかりますかという形でお見積りを頂戴しております。そのお見積りを根拠に令和７年度の予算を計上しておりました。実際もう３月になりましたので、おおむね使用料の、使用する分というものがおおむね見えてまいりましたので、その分の差額という形が発生しております。

あともう一つ、このガバメントクラウドの請求というものは、アメリカのアマゾンさんが提供しておりますクラウド環境を葛城市は採用しております。アマゾンさんからの請求というものが、ドル建てでまいります。その時点の日本円のレートで計算をして、日本円で請求が来るというような形になっておりますので、ちょっとこのレート換算の部分が非常に読みにくいというところもございました。令和７年度の予算を立てる時点でこちら、１ドル当たりのレートを170円と想定しておりました。ちょうどトランプさんが就任したあたりでのことだったかと思うんですが、ちょうど円安がどんどん進んでおった状態でしたので、ちょ

っと不安がありましたので、170円というちょっと高めの設定をしておりました。結果的には今年は150円台後半、160円未満ぐらいの１ドル当たりでの請求となっておりましたので、その10円以上の差分もこのマイナスの原因になっておるところでございます。

一番最後の電算機器と申しますのは、こちらは標準化とは少し趣が違いまして、今年標準化に伴いまして、プリンターの入替えを行っております。プリンターの導入をするに当たりまして、契約に当たりまして、安く契約できた部分の75万6,000円を減額するということになっております。

以上でございます。

藤井本委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この空家解体補助金、今年度の実績としては１件となっております。この危険空家に該当する場合に１件を、まず申請者が一旦不良度判定というものを申し込んだ上で、危険空家に該当する場合についてはこの補助金を交付しているものでございます。今年につきましては、この不良度判定の申請自体は４件あったんですけども、うち１件が危険空家に該当するということで、補助金を１件出しております。今回の減額の理由なんですけども、このタイミングからちょっと不良度判定空き家解体ということをちょっと実施しても、今年度中にもう間に合わないということですので、今年、不要な分は減額しておるというところでございます。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　ありがとうございました。

まず電算システムの件、本日より新システムに移行にされたということで、ちょっと正直言ってもう難しいかなと思ってたんですけど、かなり頑張っていただいたということで、ありがとうございます。ただしばらくの間、恐らく旧システムを並行して使って、もう完全に変わりましたか、すばらしい。新しいシステムで、業務もなかなかちょっと、何というかな、スムーズにいかない面あるかわからんけども、うまく対応をお願いします。

それと、内容的に細かいところの説明、ありがとうございました。まず、ソフト等使用料は新システムの契約の差金というか差分ですね。一番大きいところでのガバメントクラウド使用料のところが、ベンダーのほうの当初の見積りがなかなか難しいというところで、これだけ最大限の見積りで当初予算をつくって、これだけの差額が出たと。あと、ＡＷＳを使っているところで、ドル建てのレートで行っているということですね。分かりました。

それから、空き家対策に関しましても、先ほどの説明いただきまして、これか。申請が一応４件、不良度判定の４件があったけども、そのうちの１件だけが危険度のところで該当したというところで、この金額になったということですね。了解しました。空き家に関しては今、いろんな問題があって、葛城市も取組、これからどんどんどんどん進めていこうというところですので、できるだけ早くに、早期に空き家の問題を進められるよう、また対応をお願いしたいと思います。非常に重要な予算だと思いますので、減額理由は分かりました。

以上です。

藤井本委員長　ほかに。副委員長。

吉村副委員長　じゃあ私は２点お伺いします。

17ページです。両方とも２款３項１目で、12節委託料に係る分なんですが、１つが戸籍情報システム改修委託料353万1,000円の分ですね。これは戸籍情報システム改修委託料なんですが、これは戸籍への氏名の振り仮名の記録を完了させるためのシステム改修だというふうに前も伺ったことがあると思うんですけれども、このシステム改修の執行、これ令和８年度だと思いますけれども、この具体的な内容、これちょっとお伺いをいたします。

それからあと、その真下なんですが、住民基本台帳システム改修委託料102万3,000円なんですけれども、これも先ほどの戸籍情報システム改修と連動した事業だと思いますけれども、内容についてお伺いをいたします。

藤井本委員長　村田課長。

村田総合窓口課長　総合窓口課の村田でございます。よろしくお願いいたします。先ほどの副委員長のご質問に対して、お答えのほうさせていただきます。

まず、こちら戸籍情報システムの改修委託料につきましてご説明させていただきます。まず今回、大きく２つの内容に分けて改修のほうをいたします。

１つ目は、戸籍総合システム内の戸籍附票システムにおきまして、旧字及び旧字の振り仮名を連携電文の送信等に対応できるように改修を行うものでございます。こちらのほう、計上額が123万2,000円となります。内容といたしましては、令和８年５月26日の法施行によりまして、戸籍と住民票については氏名の振り仮名の一斉確定処理を実施いたしますが、住民票につきましては、氏名の振り仮名に加えまして、旧字と旧字の振り仮名につきましても、ご希望者の方には住民票に記載して確定処理を実施いたしますので、これに対応いたしまして、住民基本台帳システムに連携している戸籍附票システムの改修を行うものでございます。

次に、２つ目でございます。同様に戸籍附票システムにおきまして、こちらは令和９年度になるのですが、第１四半期を予定しております。そちらのほうに向けまして、旧字及び旧字の振り仮名を附票に記載いたしまして、かつ証明書のほうにも表示できるように改修を行うものでございます。こちらのほうの金額が229万9,000円となりますので、合計で353万1,000円となります。

次に、住民基本台帳システム改修委託料102万3,000円の内容につきましては、令和８年５月26日の法施行によりまして、住民票に氏名の振り仮名の確定処理を実施するために、本籍地から送信される振り仮名の情報等を一括で取り込み、住民基本台帳システムに反映できるように改修を行うものでございます。そして、こちらのほうを令和８年度に実施するかどうかというお問いに関連してなんですけども、まず説明させていただきますと、今回、令和７年の11月28日に国の令和７年度補正予算案が閣議決定されたことで、この12月に総務省から通知がございました。内容といたしましては、令和８年５月26日以降、申し上げました戸籍に職権記載された氏名の振り仮名等については、早期に住基システムに取り組むことが求められることに伴いまして、この令和７年度補正予算にて管理システムの経費を国が補助するという連絡があったところで、こちらの改修委託料３件をこの補正予算で計上させていただ

いたところでございます。ですので、こちらの改修事業は実際には令和８年度に実施いたしますために、この補正予算にて計上させていただいた上で繰越しをさせていただくところでございます。

以上です。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　ありがとうございます。今、５月26日という日付、出てきました。これ法施行されたのが令和７年の５月26日なので、そうなってくると思うんですが、これちょっと葛城市に関わる質問なんですけども、５月26日以降に、例えば、いやちょっと名前が、ちょっと振り仮名届け出たいというふうなことがあった場合、これは総合窓口課としては、どのような対応をされるのかということをお伺いします。それからあと、住基ネットのことについてなんですが、これは言うたら、これが完了しましたと。これがシステム改修も無事に完了しましたということになりましたら、例えばマイナンバーカードの活用であるとか、それから銀行の開設なんかにおいて、振り仮名というのはきちっとひもづいているので、本人確認の手続とか、市民生活に影響とかあるかなとは思うんですが、こういった変わることによる市民生活のメリットみたいなものですか、そういったものがもしあればお答え願いたいと思います。

藤井本委員長　村田課長。

村田総合窓口課長　総合窓口課の村田でございます。よろしくお願いいたします。

まず１つ目のご質問、５月26日以降に振り仮名を変更されたいということに対してということでございますが、こちらのほうにつきましては、本来氏名の振り方につきましても、本来は家庭裁判所の許可を得た上で変更申請していただく必要がございますが、今般のこの法改正におきましては、この令和７年の５月下旬に振り仮名の通知のほうをお送りしておりますが、それにお気づきにならない方等がおられるというところから、この令和８年５月26日以降に関しても、１回限りはそういった家庭裁判所の許可なしに変更のほうを受付けさせていただくという国の連絡がございましたので、それにのっとって事務のほうを進めてまいるところでございます。

次に、２つ目の振り仮名の今後の使い方という形になるかと思うんですが、住民票のほうに振り仮名が入ることによりまして、いわゆる今までは住民票のほうに振り仮名がありませんでしたので、証明事項ではなかったと。逆に入ることによりまして、１つ本人確認ができる条件が増えてまいりますので、いろんなところで有効に活用できるかなと思っておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　名前が、例えば振り仮名が確定していますので、例えば悪い詐欺グループが違う読み方でやったときは、そういうのは防げるというメリットはあるかなというふうに思います。また、これは１回限りというふうなご答弁でしたので、例えば１回間違えて、ご本人が振り仮名を書き間違って申請してしまったと。それを再度書き換えたいということについては、これも家庭裁判所の許可が必要だというふうなことで、違うんですか。ちょっとその辺りが

分かってなくて。それは私、必要だというふうに思い込んでたんですが。それ、もう一回確認していいですか。

藤井本委員長　確認したいと思いますので、もう一度お答えください。

村田課長。

村田総合窓口課長　この令和７年の５月下旬にお送りした戸籍の振り仮名通知をもって、この総合窓口課のほうへ振り仮名の申請された方が仮にお間違えになられたということであったならば……。そちらのほうも確認させていただいてよろしいでしょうか。また後ほどご報告のほうをさせていただきたいと思います。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　すいません、仕事を増やしてしまって……。今、出てきてくれはった……。

藤井本委員長　いけますか。少し待ちます。

村田課長。

村田総合窓口課長　申し訳ありませんでした。訂正のほうをさせていただきます。副委員長おっしゃられたとおりです。戸籍の振り仮名通知をお受け取りになられて、その後総合窓口課のほうに振り仮名の申請をされた方に関しましては、やはりその後訂正されたいという場合は、家庭裁判所の許可が必要でございます。申し訳ありませんでした。ただし、この１年間の中において、この振り仮名の通知をされていないという方に関しては、届出のほうはしていただくことができるというところです。

以上です。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　よく分かりました。市民の方々に不利益にならないように、丁寧に対応していただけたらと思います。

１個だけ。先ほど退職手当特別負担金の中で、多くの委員からそういった、これ大事な問題だよというふうな中で、特に人事のことであるとか、それから職員採用のことであるとか、これは本当に大変なこと、組織のことであります。ちょっとこの場をお借りしまして、この間、高垣企画部長におかれましてはそういった職員採用であるとか、またいろいろ職員さんのそういった問題について、胃の痛いこととかもあったかと思うんですが、いつも丁寧に対応されてきたんじゃないかなと拝察するとともに、総務建設常任委員会でも丁寧なご答弁をいただきまして、今回定年を迎えられますので、ちょっと私、申し上げる機会がなかったので、この場をお借りしましてお礼と、今まで本当に大変お疲れさまでしたということを申し上げたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　ほか、質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員　15ページになります。２款１項８目の公共バス運行事業に関わってです。これ、減額補正となっているんですが、２つ項目ありますけれども、私のちょっとこれ、理解が不足しているのでお聞きしたいんですが、公共バス運行に対するいろんな補助金というのは、例えば運

行便数とか、もう決まっているものに対して出されるんだったら、そもそも補正なんかが発生しないように思うんですね。ですから、どういう補正、補助金等、負担金等の基準になっているのか教えていただけませんでしょうか。

藤井本委員長　１点。

西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、この上段の奈良交通路線別負担金なんですけども、こちらにつきましては奈良交通が運行しております、うちの場合でしたら高田から五條まで走るルートと、八木新宮線、その走るルートに対して、その赤字分を補てんしているという内容でございます。こちらにつきましては、令和７年の12月に経常収支の確定金額の通知を受けましたので、その分を当初予算から、必要な部分を減額させていただいておるものでございます。

続きまして、地域公共交通活性化協議会補助金というものなんですけども、こちらにつきましては、この協議会の団体補助ではなくて、協議会で行う事業に対して補助金を交付しているものでございます。地域公共交通活性化協議会において、例えば計画の見直しであったり変更であったりとか、またバスの運行形態の見直し作業を業務委託しておりますので、その分の補助金となっております。こちらについての減額理由なんですけども、当初予算ではこの新たな実証運行に係る支援業務というのを予定しておりましたが、この市の予算のほうで、この事業をちょっと、運行費用の面から、今後の費用面を考慮してちょっと見送ったことから、現在利用が少ないこのＥ・Ｄ・Ｆルートについて、ほかにちょっとそういう新たな方法がないのかというのを、ちょっと見直してもらおうかというのも検討したんですけども、来年令和８年度にこの公共交通計画、もう一回見直しの年になりますので、全体をやっぱり見直して、もう一回しっかり検討するほうがいいんじゃないかということで、今年度につきましては、この事業の補助金を見送ったというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　分かりました。公共交通についての計画の見直しがあるということで、我々もその理解を深めて、非常に住民さんのニーズが高いところですので、そのために質問させていただきましたが、よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、歳出の２款までの質疑終結をいたします。

ここで職員の入替えを行います。続いていきますので、入替えのほうよろしくお願いします。

大丈夫ですか。次に、歳出の３款、４款とその歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑ないですか。

鷭本委員。

鷭本委員　よろしくお願いします。

６ページの繰越明許費補正の３款民生費、１項社会福祉費、いきいきセンター管理事業の7,036万円の繰越明許費についてお伺いいたします。この本事業が年度内に完了できない理由と現在の執行状況、また今後の事業スケジュールについて、分かる範囲でお示しいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長　いきいきセンター西川です。よろしくお願いします。

繰越明許費、いきいきセンター管理事業の7,036万1,000円なんですけど、この内訳としましては、用地購入費6,188万と補償費848万1,000円、農小屋２棟移設分の費用となっております。この２つが現在執行できておりません。繰越しの理由なんですけど、現在、駐車場拡幅工事に係る測量設計をした後に、９月末に市の農業委員会に農地転用の許可を提出し、その後、10月に県の農業委員会に農地転用の許可申請を行っていますが、いまだ許可が下りてない状況です。農地転用の許可証がないと、租税特別措置法の1,500万控除のほうが適用することができないために、地権者の方にご迷惑をおかけすることになりますので、今後も県と協議を行い、早期に許可が下りるように努力し、許可が下り次第地権者と契約を交わしたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長　鷭本委員。

鷭本委員　ありがとうございます。しっかり理解しました。いきいきセンター事業につきましては、市内の多くの高齢者の方が利用されますので、利用者の方に支障のないように、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長　ちょっと今の答弁の中で、いまだという、いまだ下りてこないとおっしゃったんで、これ、予定していたより遅れている理由とか何かあるんですか。そこに問題が、我々の中で知らない問題があるとか、頑張っていただいているということは分かるんだけど、いまだ下りてこないと、こういう表現されると、思ってたより遅くなっているという、そういうことは分かるねんけど、そこの理由は何かあるんですか。

西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長　いきいきセンター西川です。

許可が下りない理由なんですけど、高田土木事務所と今、設計事務所のほうが交渉していただいて、細かい部分の修正のほうを今していただいているところです。その修正が済み次第、許可が下りるかなとは思っておりますので、また、ちょっと今、待っている状況です。ほんで、僕ら的には年度内にはそういう許可が下りる段取りでやっていたんですけど、またそれがちょっと延びている状況です。

以上です。

藤井本委員長　いわゆる書類的な修正を、今しているというところやね。分かりました。

ほかに質疑ないですか。

梨本委員。

梨本委員　じゃあ24ページ、４款２目塵芥処理費の可燃ごみ処理事業の委託料なんですけれども、焼却残灰等運搬委託料、これ85万2,000円減額になっていますので、このことについて、ちょっと数量的なところも含めて教えていただきたいのと、その下、資源ごみ収集事業の10節需用費の修繕料、これも781万9,000円。これ、当初8,377万6,000円ということで組まれてたと思うんです。このリサイクル施設、点検修繕というところで内容をちょっと教えていただけますか。どこをちょっと修繕されて、こんだけ減額になったのかということを聞きたいです。よろしくお願いします。

藤井本委員長　西川所長。

西川クリーンセンター所長　クリーンセンターの西川でございます。どうぞよろしくお願いします。

今、梨本委員さんご質問のリサイクル修繕、先にそちらのほうからお答えさせていただきます。リサイクル修繕の内容ですけども、破砕機の修繕と、可燃性ガス検知機点検整備、破砕物搬送コンベヤーの修繕、それと手選別コンベヤー、その他搬送コンベヤー類の修繕、それと、ペットボトル圧縮機の修繕が主な内容になっております。

続いて、焼却灰の運搬のほうの減額ですけども、そちらのほうは運搬の費用が一般競争入札になっておりまして、それで入札の単価が、１トン当たりの運搬費用の単価が入札で下がっておりますので、それでの減額になっております。焼却灰の排出運搬量は予算額どおりで、単価での減額となっております。

以上です。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　焼却残灰のほう、分かりました。契約差金で下がったということで、埋立て量が変わってないということなんですね。いや、こっちだけ、運搬のほうだけ下がっていたからね。何か理由あるのかなと思ったんですけど。あと、リサイクル修繕のほうなんですけど、リサイクル施設の点検修繕費のほうの減額なんですけれども、今ばっと挙げていただいたんですけど、破砕機とかコンベヤーとか挙げていただいたんですけれども、これもう全部一括でどんと下がっているの。一括で出してどんと下がっているのか、部分部分で、どこが下がったのかというのをちょっと細かく聞きたかったんです。ちょっと分かる範囲で、今、資料をお持ちであったら、分かる範囲でちょっと教えていただけますか。

藤井本委員長　西川所長。

西川クリーンセンター所長　クリーンセンターの西川でございます。

リサイクル修繕の費用の減額でございますけども、こちらのほうは本年度、リサイクル施設の補修費精査業務というものを実施いたしまして、そちらの中で工事予算見積り内容の精査を行いました。その結果、予算額より請負額が減額しました。それの内容なんですけども、主に技術者の労務単価の見直しとか、あと、作業工数の見直し、経費の計上の方法の見直しというので行っております。今挙げました機械の種別ごとでどこが下がったかというのは、ちょっと今、ざっくりとしかお答えできないんですけども、その中で破砕物搬送コンベヤーという修繕が、交換になったんですけども、それが一番大きな工事費を占めておりまして、

それの工事の工数の見直し、それとあと、それに係る経費の見直しというのが、最も大きく金額が下がった理由になっております。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　分かりました。これちょっと私、今年から初めて見たんであれなんですけど、リサイクル施設補修費精査業務委託というのをされているんですね。今年からされているのかな。またちょっと新年度で、また聞かせてください。これ毎年、多分今年も当初のほうでも上がっているし、ここの点検修繕って額が大きいんですよ。何ていうんかな、使うていたらやっぱりいろいろ傷むところも分かるんですけれども、もともとの機械の値段に比べて、やっぱり補修・修繕というのが物すごくやっぱり重くのしかかってきていると思うんで、ちょっとその辺り、また当初のほうでも細かく聞きますので、ちょっと教えてください。今は結構です。

藤井本委員長　分かりました。じゃあよろしくお願いします。

ほか、関連。

谷原委員。

谷原委員　今、１つのリサイクル施設の修繕に関わってですけど、私も決算のときには毎回ちょっとご意見もするんですけれども、やはりコストですよ。だから、我々がこの意見だけになって要望もなんですが、リサイクル施設を維持する、葛城市が。維持したほうがいいのか、外注したほうがいいのか。私はもう民間に外注したほうが安くつくんだったら、そのほうが好ましいというふうに考えていますので、一度、この間、このリサイクル施設を葛城市が持つことによってどれだけコストがかかって、例えば瓶・缶、それからペットボトル、民間事業者と比べて、どれぐらいの単価が違うのか、これを１回出していただきたいんですよ。できたら予算審議のときに間に合えば、ちょっと明日からということになりますけれども、間に合わなければ間に合わないで、決算のときでも、ちょっと１回しっかり出していただきたいと、これちょっと要望として申し上げておきます。

藤井本委員長　予算審議のところまでにできたらお願いしたいということなので、よろしくお願いします。

ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長　２点お伺いいたします。

18ページ、３款１項４目から、19節扶助費です。まず、自立支援給付事業の訓練等給付費についてお伺いをいたします。これにつきましては、もう全国的に少しずつ増えている傾向があると思うんですが、まず最初にこれ、どういったものかと。訓練等給付費というのはどういったものかということと、それからあと、利用者は原則１割負担やったと思うんですけど、ちょっとその辺り、あと、補助というか、ほかの負担が国、県、市なんぼとかというのがあったらお答えいただけたらと思います。

それから、あと２つ目に、その下なんですが、自立支援給付事業の計画相談支援給付費というのがあります。これは障害福祉サービスの利用の際に、サービス等の利用計画を作成す

る中で、相談員が作成される中で、事業所に給付が、費用が支払われるというふうなものだと思うんですけど、これについてもちょっとどういった内容かどうか、お聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長　能海課長。

能海社会福祉課長　社会福祉課の能海です。よろしくお願いいたします。

まず、１点目のお問いです。訓練等給付費とは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、障がいのある方が自立した生活を営むための訓練や就労に向けた訓練、またその機会を提供するサービスとなります。

２点目のお問いになります。費用につきましては、対象のサービス費に対して国が２分の１、県が４分の１の補助対象となっております。

次に、３点目のお問いになります。計画相談支援給付費等は、障害福祉サービスを利用される方の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他事情を勘案し、障害福祉または地域相談支援の種類及び内容などの事項を記載したサービス等利用計画等に係る作成費用となっております。

説明は以上となります。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　先ほどちょっと私も申し上げましたけれども、この自立支援給付事業の訓練等給付費につきましては、ちょっと全国的に少しずつ増えているという傾向にあると思うんです。例えば就労支援ニーズが、ちょっとそれで伺いたいと思うんですけど、葛城市も当初予算が４億8,685万8,000円だったので、大体１割弱増えているというふうなことで、これにつきまして、増加理由、葛城市内の理由、例えば就労支援ニーズが増えているとか、あるいは事業所が増えたとかいうふうな、もしそういうのがあって、つかんでおられるようであればお答えを願いたいと思います。

それから、あと、計画相談支援給付費につきましても、これ、利用される方が長くなったら、計画の見直しといってモニタリングをして、そういったことが必要になってくるので、この費用も上がるかと思います。これも若干増えてきているかと思うんですが、その理由について、こういった理由があるということがあればお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長　能海課長。

能海社会福祉課長　社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

増額の補正の理由なんですけど、私のほうから主なサービス利用について２つほど説明させていただきます。①共同生活援助、これはいわゆるグループホームというもので、不足額が1,742万9,424円と見込んでおります。理由につきましては、先ほどお伝えしましたとおり、利用者数の増加と、あと近隣にグループホームが増えたことにより、新規の利用者数も増加したことも要因となっております。

次に、就労移行支援サービスとなります。こちらは不足額1,515万1,706円を見込んでおります。こちらにつきましても、利用者数が増加した以外でしたら、具体的なほかの理由としましては、利用者同士や事業者がＳＮＳを通して情報を発信し、サービスの利用情報や制度

の周知につながっていることも１つの要因と考えております。

次に、２点目となります。２点目の計画相談支援給付費の増加の理由としましては、こちらも具体的な、ちょっと決定的なこれという理由は申し上げにくいのですが、やはりサービスを利用する方が年々多くなっており、それに伴い令和７年度の計画相談支給給付費請求件数についても、前年度の比較において増加となっているのが主な要因となっております。

説明は以上となります。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　計画相談支援給付費については、サービスを受ける人が増えてきて、やっぱりそれに連動してという部分が当然あろうかと思います。今し方おっしゃったように、ＳＮＳでそういった情報を発信することによって、こういうことを知ってくださる方も増えているということ、これは非常にいいかなというふうに思います。やはりサービス対象者の方の、就労支援ニーズにしっかりと応えるということ、これはすごく大事なことだと思いますので、引き続き、こちらの事業をよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質疑。

杉本委員。

杉本委員　20ページの民生費、２目児童措置費の中の一番右のほうですね。ちょっと待ってくださいね。18節の中身の、保育士宿舎借上支援事業補助金、これもうそのまま使ってないですね。そのまま、当初予算のままやから、なかったと思うんですけども。何年かやられていると思うんですけども、どんなもんなんですか。あまりに人気なさ過ぎて、これ、やっていただけるのは、ちょっと僕が提案したところもあるので、できれば使っていただけたら。他市とかどんな感じなんかなと思う。ほんで、来年の予算見たら減っていますもんね。それはそうだってなるんですけど、できればちょっと今の見解を教えていただきたいです。

その下の扶助費の中の、子どものための教育・保育給付費、これ4,984万増額、これちょっと、なぜなのというところを教えてください。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、１つ目のご質問の宿舎の借上げなんですけど、令和５年度からこの事業をさせていただいておるんですけども、民間保育所のほうからこれを使った保育士の宿舎の借上げをしたいという申出がまず、ないんです。今年も１か所、民間保育所のほうから使おうかなというような話はあったんですが、ちょっと今回それに見合う人が採用できていないということもあって、使われなかったと。来年度に関しましては、おっしゃっていただいているとおり、また予算のほうに出てきますが、若干人数のほうは減らして計上させていただいております。これに関しては来年度、使いたいなというようなお話は聞いておりますので、実際どういうふうになるのかは分からないんですけども、ちょっと経過は見たいと思っております。

それから、２つ目のご質問の子どものための教育給付費の増額4,984万4,000円についてでございます。こちらにつきましては、民間保育所等に運営費としてお支払いさせてもらって

いる給付費となります。これにつきましては、令和７年の人事勧告に伴って、国家公務員の給料の改正内容を反映して、お支払いする公定価格が引き上げられたために、必要な経費を増額するものとなります。民間保育所に対するこの給付費は、国が示す公定価格をもとに算出しておりまして、中身なんですけども、人件費とか事業費、管理費について対象となる費用を積み上げて算定されております。それで今回、人件費の伸びのほうが約5.3％の伸びとなったことから、それを見込んだ増額をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　まだあります。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　もう一つ、他市について聞いていただいてたと思います。他市についての状況は今把握しておりませんので、また把握させていただいた後、杉本委員にお伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　ほな、宿舎のほうは話はゼロじゃないんですね。ほなちょっと頑張ってください。としか言えないんですけど、どっちか言うたら都市部に使うやつなんかなというイメージ。いろいろ調べたら。それでも声はあるんで、ちょっと頑張ってできるだけ、せっかく予算上げてもらっているので、お願いしておきます。

　この教育扶助給付費のやつ、これは国からのやつで、これ、国から全部出るんですかね。そこだけ教えてください。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こちらの扶助費につきましては、国・県補助がございます。国につきましては、ちょっとお待ちくださいね。３歳以上と３歳未満で補助率が変わってまいります。３歳以上につきましては国の補助が２分の１、３歳未満につきましては約60％、県のほうの補助もございまして、県のほうの補助は３歳以上が４分の１、３歳未満のほうは約20％の補助内容となっております。よろしくお願いします。

藤井本委員長　ほかに。

　龝本委員。

龝本委員　よろしくお願いします。23ページの４款衛生費、１項保健衛生費、６目子育て応援交付金事業の350万円の減額補正についてお伺いいたします。今回の減額の理由と現在の申請状況、対象人数について、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

藤井本委員長　松本課長。

松本健康増進課長　健康増進課、松本です。よろしくお願いします。

　まず、出産・子育て応援交付金事業ですけれども、本市では全ての妊産婦が安心して出産・子育てができる環境を整備するために、令和５年の２月よりこの事業のほうを実施してまいりましたが、令和７年度から児童福祉法に基づく妊婦のための支援給付交付金として法定化されたため、新たな制度として移行して今、母子保健事業のほうでこれを実施しており

ます。これに伴いまして、本予算のほうは旧制度の対象となる令和７年３月31日までに出産された方等への給付、１回５万円を行うための経過措置分として計上しているものでございまして、この予算につきましては当初、対象者数を120人と想定して計上しておりました。しかし、申請状況等を踏まえまして、決算の見込みを改めて精査した結果、対象者は50人となる見込みといたしました。現在の申請状況と対象者数は、令和７年３月31日までに出産された対象者45人全員の45件となっております。これに加えまして、念のため令和８年３月31日までに本市へ転入してこられる対象者を５人と見込みまして、合計50件といたしました。その当初想定の120件と決算見込みの50件との差の70件、１人５万円の合計350万円を計上しております。

以上です。

藤井本委員長　鷭本委員。

鷭本委員　ありがとうございます。合計、転入の方も含めて50人という部分で、なかなかやはり少子化が、なかなか厳しい部分があると思いますので、葛城市としましても、出産・子育てに対する大切な事業でもあると思いますので、引き続き手厚く事業のほうを進めていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長　ほかにないですか、質疑。

谷原委員。

谷原委員　20ページになります。３款２項２目18節の中の病後児保育事業補助金、114万円ほどの増額補正となっております。この増額理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから２つ目ですけれども、22ページになります。３款２項10目の物価高騰対応ひとり親家庭等応援手当事業ということで、1,100万円ということなんですが、これは奈良県の物価高騰対策の一環として、補正として下りてきたものだろうと思うんですが、事業内容についてお聞かせください。

以上２点、お願いします。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、１つ目のご質問の病後児保育事業の増額の理由でございます。まず、この事業につきましては、當麻せいか子ども園におきまして、病気の回復期にある児童を一時的に預かるというような事業をしていただいております。この増額の理由といたしましては、主に当初想定していなかった事業の周知や保健だよりといったチラシによる情報提供が行われたことと、交付金の増額によるものが主な内容となっております。補助金の中身なんですけども、基本分と利用人数に応じた額の合計で計算される２階層立てとなっております。当初予算といたしましては、944万7,000円を見込んでおりました。その内容につきましては、基本分といたしまして308万7,000円、本来ですとこの基本額というのは603万2,000円あるんですけども、チラシ等で情報提供を行わない、行われないだろうというような想定をしておりましたので、ここから225万円を減額した形で基本額を見込んでおりました。それと並行いたしまして、利用人数分、１週間当たり12人の50週で最大600人程度ご利用されるのではないかと

いう見込みの上で、合計いたしまして944万7,000円、これが当初予算でございます。

次の見込みでございますけども、先ほど申し上げました情報、チラシ等で保健だよりや、こういう事業をやっていますよということを深く周知するというような情報提供を今年度されましたので、基本額633万8,000円と額が改定になっておりますが、当初減額しておりました225万円、これの適用がなくなりました。それによる増額と、もう一つ申し上げた利用人数分につきましては、当初は12人の50週を見込んでおりましたが、これは１週間、週当たり８人の50週になることから、利用人数分としては424万9,000円と、少し減る形になります。こちら、トータルで比較いたしますと114万円不足する形となりますので、増額させていただきたいということで上げさせていただいております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。よろしくお願いいたします。

物価高対応ひとり親家庭等応援手当ということで、こちらにつきましては、令和８年１月22日付で県から通知がございまして、奈良県において令和７年度国の補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用してひとり親家庭へ物価高対応の支援として、児童扶養手当受給世帯に対し、子ども１人当たり２万円の支給を県全体で実施できるよう、県の２月議会において、令和７年度補正予算案として上程される予定との内容でございました。現在県においても審議されていると聞いております。児童扶養手当の支給事務は、町村部の居住者においては県から直接支給され、市部の居住者に対しては市から支給し、県から補助金をもらい行っております。県からの通知には、今回の事業におきましても、この役割分担に基づいて、市部においては事業実施にご協力いただきたい旨と、協力いただける市には補助率10分の10を支給する旨が記載されておりました。そこで、本市においても物価高対応としてひとり親家庭等への支援を実施させていただくことといたしましたので、県と同じく令和７年度補正予算で計上させていただいております。ただし、支給時期につきましては、県は令和８年６月以降を予定されておりますので、県は全額令和８年度へ繰越しされる予定であると伺っております。市といたしましても、県と同様に全額８年度への繰越しをお願いしたいと考えております。

また、県内の全市に確認したところ、全市が実施の意向を示されております。また、令和７年度補正で計上され、令和８年度へ繰越しを予定されているのは本市を含め10市ございます。事業費といたしまして、令和８年２月の児童扶養手当支給対象者で、３月に支給いたします受給世帯350世帯の児童550人分、1,100万円を予定しております。事務費といたしまして、会計年度任用職員の３か月分の報酬と、また通信運搬費として、対象世帯350世帯への支給案内書の送付、口座振込手数料、それと組み戻し手数料、合計92万7,000円を計上させていただいております。あと、職員の時間外勤務手当、人事課のほうで27万5,000円計上いたしております。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　２つ目のほうを先に、ちょっと少し再質問させていただきますけれども、県10分の10とい

うことで、大変有利なので、ぜひ葛城市内のひとり親家庭の方にも、２万円ということで非常にありがたいと思うんですが、１つお聞きしたいのは、これ支給されるのが令和８年６月以降ということですけれども、この基準日はいつになるんでしょうか。つまり、ひとり親になるのはいろんな事情でなられる方があって、いつまでだともらえるのか、この基準日、ちょっと教えていただけますでしょうか。それが１つ。

それから、最初のほうの質問についてなんですけど、これは先ほど吉村副委員長が質問した自立支援給付事業もそうなんですけれども、今補正予算、これ決めますやんか。実際には本会議で議決になるので、年度末もうほんのちょっとしかないのに、こういう補正が上がってくるんですよね、これだけの金額の。これはもう既にある程度流用して執行されて、その補てんなのか、それとも、いやいや、その短期でそれだけあるのか、ちょっとここは私、これどうなっているのかちょっと、先ほどの自立支援もそうなんですけども、いらっしゃらなかったらあれですけど、ちょっとこれ、どういう予算のあれになっているのか、補正になっているのか、ちょっとお聞きします。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。

今のご質問なんですけども、これに限らず特別保育事業なんですが、年度末にまとめてお支払いする、向こうの各事業所から請求が上がってくるような形になりますので、実際にそのときになってこういう事業をやっています、やっていましたというような形になりますので、大方年度末の支払いをさせていただいている状況となっております。年度途中でお支払いするようなご要望があれば、対応もさせていただきたいと思いますが、現在のところ、そのような対応をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

対象なんですけども、ひとり親のほうなんですけども、令和８年２月にもう受給者として認定されております世帯、３月、今月も支給のほうをさせていただくんですけども、その世帯を対象としています。なので、新しく認定された方等にはちょっと、それ以外の方には対象にならない予定です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　分かりました。最初のほうでお答えいただいた、事業者のほうからまとめて上がるということで、先ほどの計画、自立支援についても、そういう相手方からまとめて上がるということで、よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長　ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、歳出の４款までの質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休　憩　午前１１時２７分

再　開　午前１１時４０分

藤井本委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の５款、６款、７款とその歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

鬮本委員。

鬮本委員　よろしくお願いします。

25ページの６款土木費、２項道路橋りょう費、４目国鉄・坊城線整備事業費の1,496万円の増額補正についてお伺いいたします。今回の増額になった理由と、また現在の進捗状況と、今後の整備スケジュールについて、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長　奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問いただきました件につきましては、増額補正、この辺も踏まえてちょっと関連するところがございますので、一連でちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、この増額補正につきましては、増額補正ですけども、国庫補助金の内示額、これが当初見込額を上回ったために、内示額を最大限に活用するために、工事費としまして増額補正するものでございます。また、増額しました工事費のうち、７年度の決算見込額を差し引きました1,498万9,000円につきましては、今年度に関係機関、これは奈良国道事務所、奈良県警となりますけども、ここの施工協議が整いました国道24号線と国鉄・坊城線との交差点改良工事としまして次年度に繰越しして、令和８年度当初予算と合算した中で、早期に完成を目指すものでございます。あとは、現在の、今年度の主な進捗状況でございますけども、国鉄・坊城線を、架道橋を下っていただいて、甘田川がございます。ここの橋の手前なんですけども、西側になるんですけども、ここの用地協力をいただけたところ、ここに対しての道路改良工事を行いました。あと、令和８年度以降ですけども、の予定としましては、国道24号線と国鉄・坊城線が交わる、ちょうどスターバックスのある交差点ですけども、ここの右折レーンの設置という形の道路改良工事をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長　鬮本委員。

鬮本委員　ご答弁ありがとうございます。理解しました。もう甘田川手前の細い部分でもなかなか、やはり今でも大きい車が対向するのにも不便していますので、円滑な通行環境の確保のためにも速やかに、できるだけスムーズな事業推進に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長　ほかに。

谷原委員。

谷原委員　関連で１点だけお伺いします。これは先ほどありましたけど、国の関係ですよね。補助金が増額になるということで、それを最大限利用するということですけれども、国道24号線での右折レーンの取付けということに関係してなんですが、これは例えば信号機の設置等を将

来予定されているのかどうか。ちょっとそこら辺の見込みをお願いいたします。

関連で１つだけ。

藤井本委員長　奥田課長。

奥田建設課長　建設課の奥田でございます。

国鉄・坊城線の交差点の改良工事、これにつきましてちょっと詳細にお伝えできたらと思いますけども、まず、国鉄・坊城線と24号線とが交わる、先ほどのスターバックスがある交差点、これについて国道から、南から北へ進む車両の右折レーン、そこから右折して東に向かうという形の右折レーンの新設、これを考えておるというところでございます。また、その際には国道側の西側歩道に設置しています電柱の移設であったりとか、あと、街路灯、この辺の改修も併せてさせていただきます。最終的には信号機がそこのスターバックスの交差点に設置されて、その設置された代わりに、もうちょっと北側に、ちょうど国道と交わる、ちょっと三角の交差点があるんですけども、そこの柿本北交差点、あの信号がなくなって、スターバックスの横のほうの交差点のほうに移設されてという形の事業見込みになっておるということでございます。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　２回あれしたので、分かりました。ありがとうございます。関連で聞いてください。

藤井本委員長　奥田課長。

奥田建設課長　答弁不足がございました。あと、その柿本北交差点の信号がなくなりますと、ちょうどあそこが今信号、両方から行けるんですけども、あこの交差点が、ちょうど国道と池の間ですか、あこの南向きが一方通行になるという形の道路規制になる予定でございます。

以上です。

藤井本委員長　丁寧にありがとうございました。

ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員　それでは、よろしくお願いします。

25ページの国鉄・坊城線の、今のありました、あと１個だけ聞きます。27ページになります。７款１項４目の防災対策事業ということで、17節の備品購入費なんですけれども、これは7,900万余り、大変大きな、これは国の補正予算等に関わることだと思うんですけれども、これについてどのような執行を予定されているのか、財源も、もしあれやったら説明いただいて、購入予定備品等、どういうことをお考えなのかお聞かせください。

藤井本委員長　野地課長。

野地生活安全課長　生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

こちらにつきましては、国の令和７年度の補正予算であります地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用いたしまして、避難生活環境の抜本的な改善などを図ることを目的として、防災資機材の整備を行うものでございます。この交付金の活用には、令和７年度内に予算化する必要があることから、今回補正を行いまして、交付金を活用させていただきます。

こちらにつきましては、全て令和８年度のほうに繰越しをさせていただくものになります。購入の予定をしているものについて説明をさせていただきます。

まず１点目につきましては、蓄電池用の太陽光パネルとなります。令和７年度にトイレカーとスターリンク用に購入いたしました蓄電池の充電用の太陽光パネルとして、２個の購入を考えております。

２つ目が、自動ラップ式のトイレとなります。自動ラップ式トイレは水を使わず、熱圧着によって排せつ物を１回毎にフィルムで密閉するポータブルトイレとなります。排せつ物の臭いや菌をフィルム内に閉じ込めて密閉するため、手入れが簡単で衛生的となります。指定避難所22か所にそれぞれ１基設置することを想定いたしまして、22基の購入となります。このラップ式トイレにそれぞれ蓄電池と太陽光パネルをセットにいたしまして、購入をいたします。

３点目が、トイレ用のユニバーサルテントでございます。先ほどの自動ラップ式トイレにユニバーサルテントを22張購入するものとなります。

４点目が、テント型パーティションとなります。パーティションを設置することで、隣に人がいるため落ち着いて暮らすのが難しい避難所で、周囲からの視線を遮ることで、プライバシーを保つことができます。また、感染症対策としても、飛沫感染予防には140から150センチ程度のパーティションが推奨されていますので、感染症対策としても有効となります。指定避難所22か所にそれぞれ５張整備いたしまして、合計110張の購入となります。

次、５点目です。簡易ベッドの購入となります。ベッドがあることにより、高齢者や身体が不自由な方にとっての寝起きの動きが楽になり、疲労の蓄積を軽減することができます。福祉避難所などに整備する予定で、79台の購入となります。

６点目、パーティション兼用マットの購入となります。テント型パーティションの中に敷くマットとなりまして、厚さが３センチ程度のものになります。また、このマットはパーティションとしても利用することができるようになっておりまして、10枚セットになって158セットの購入となります。

７点目、投光器です。避難所の明かりの確保などの使用するために購入をいたします。指定避難所22か所にそれぞれ１基整備いたしまして、22基の購入となります。

８点目がミスト扇風機になります。避難所の熱中症対策としての購入となります。指定避難所22か所にそれぞれ２基設置することを想定いたしまして、44基の購入となります。

９点目が発電機となります。先ほどの投光器とミスト扇風機を稼働させるための電力として、22基の購入をいたします。

10点目が移動式の授乳ルームでございます。避難所において安心して授乳やおむつ交換などを行えるようにするための購入となります。４基の購入する予定となります。

次、11点目、こちらのほうが公用車購入費となりまして、避難所への物資輸送や啓発を行うための車両を１台購入いたします。財源の内訳といたしまして、今回購入する備品購入金額7,989万4,000円のうち、国庫補助が２分の１の3,994万7,000円、補正予算債が270万円、一般財源が3,724万7,000円となります。また、一般財源の3,724万7,000円のうち、交付税算

入額が3,108万4,000円となりまして、交付税控除後の金額が886万3,000円となります。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。葛城市の財政負担はあまりなく、緊急避難場所22か所、違うわ、指定避難場所22か所に対して、避難所の環境を快適にするということで、主にトイレ等、それからパーティション等、非常によく考えていただいて、整備するということで、本当にありがたいと思います。これ、それなり、かなり多くの物資になると思うんですが、それぞれの指定避難所にこれは置いておくと、保管するというものなんでしょうか。このことについてお伺いします。

藤井本委員長　野地課長。

野地生活安全課長　それぞれの指定避難所、指定避難所の中に体育館とか社会体育施設とかがありまして、全てをそこに入れておくということはできません。なので、防災倉庫、市内の防災倉庫に分散しておくだとかというふうなことで、いざとなったらそこから運ぶというような段取りになるかと思います。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　これは要望ですけれども、今後指定避難所、これを充実させていくという、今も本当に充実させていって、もっと充実させるということになったら、資機材が非常に増えてくるかと思うんです。そこで災害時運び込みとかということになると、道路の寸断その他、困難なこともありますので、基本的には指定避難所に防災倉庫をそれなりに造っていくということも、ぜひご検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長　いいですか。

ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、この部分の質疑を終結いたします。

ここで、職員の入替えをお願いします。

よろしいですか。

次に、歳出の８款と11款、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員　１つだけお伺いします。28ページです。８款２項１目小学校管理費の中の14節になりますけれども、これは繰越明許費にもちょっと書いてあったと思うんですけれども、磐城小学校図書館ほか空調設備更新ということで、こういう、この費用の中の１つにそういうものが充てられていると思うんですが、この空調施設について、更新というふうに出てきましたので、これどういうふうな今、計画で、どういうふうな進捗でこういうふうに進めていっているのかというのをちょっとお聞きしたいんです。葛城市の場合、合併特例債を使って他市にも先駆けて各学校に空調を入れて、また体育館のほうにも、今後また入れていくということで、

非常に葛城市、進んでおるんですが、その分早く更新していくという時期が来るのかなというふうなことも思いますので、ちょっとこの更新というのがぽっと出てきたので、その関連でちょっと申し訳ないんですけれども、どういう計画で、今この更新がどういう状況なのかということを、それをお聞きします。

藤井本委員長　葛本課長。

葛本教育総務課長　教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

小中学校の空調設備は、特には平成28年度から29年度にかけまして、普通教室や一部の特別教室など、未設置の教室についても一斉に整備を行いまして、児童・生徒、教職員が活動する部屋につきましては、空調設備が整備されている状況でございます。設備全体の中でも、早い時期から整備されていた機器につきましては既に更新が必要な時期を迎えておりますので、今、順次それを進めさせていただいているというところでございます。また、今後につきましては、平成28年度から29年度にかけて一斉更新を行いました設備につきましても、いずれまた遠からず更新の時期を迎えてくると思いますので、その時点で未整備・未更新の機器というのは、併せて一斉に更新をできればというふうに考えておりますが、またこの辺につきましては、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　これ、補正予算なので要望にちょっとなるんですが、庁舎のほうは空調機器、リースにしております。今後更新計画でどうなっていくのか。買って更新していくのか、リースになるのか。いろいろと経費の問題も含めて、これは厚生文教常任委員会となろうかと思うんですけれども、その計画、その検討等も含めて一度出していただけたらと、これは私自身の要望ですので、そういうことができれば、やっていただけたらありがたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員　１点だけ。30ページ、11款諸支出金、１項基金費、13目森林環境整備基金費なんですけども、積立金って書いています。これというのは執行残というふうに伺っていたんですけど、そうなってくると、５款の農林のところで何がマイナスになったかというのが出て来なかった。これは一体、そもそも何なんですか。

藤井本委員長　山岡課長。

山岡農林課長　農林課、山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの森林環境整備基金費の残額というところで、こちらは当初予算の中で、森林環境事業委託料、そちらで700万ほど組ませていただいてたんですけども、その中に森林整備業務委託ということで、危険木の伐採等々による委託業務の費用を組んでおったんですけども、その辺が当初想定しておったよりも本数が少なく、それの残が出てきておりますので、その分を積み立てるというようなところの内容となっております。

以上でございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　当初、この森林環境譲与税を使って森林保全整備事業と林道整備事業に充てるということだったんですけども、こちらのほうの森林環境事業委託料でマイナスになれば、そっちのマイナスが最初に出てくるべきじゃないですかね。それが出たからこちらの基金に積むというのであれば分かるんですけども、それは書かなくても大丈夫なんですか。先ほどの５款のところでこれ、一切出てこなかったんですが、でもそれが執行残で残っているというのであれば、それがあって初めてこちらの基金で積むんだったら理屈が分かるんですけども、それがないのが、どういう理屈かよく分からないです。

藤井本委員長　山岡課長。

山岡農林課長　ただいまの業務委託料につきましては、残額を落とすといいますか、危険木自体が年度内にどれだけあるかというところもまだ想定できない中で、ちょっと減額というところにはなじまないかなというようなところで、落とさせていただかなかったというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　不要になるのは、それを更に前もって基金に積むというのが、ちょっとこれでいいのかなという気はするんですけども、これ、当初予算のときの議論であったと思うんですけども、そもそもこの森林環境譲与税の使い道ですね。これが、要はもう何に使えというところは森林保全なんですけども、葛城市の森林面積からいくと、これが果たして全部どういう形か。だから今積み木とかに使っているわけなんですけども、本当にやっぱりその使う使途が決まっているのであれば、そちらのほうでまず全額使いきるというか、がいいかなと思うんです。倒木の関係に関しては、年によって違うと思うんですけども、でしたらもっとほかのところで、林道整備とかいうのがありましたので、それもまた、地番図作成とかもまだ完了してないじゃないですか。そちらのほうに予算を多く割くべきかなとは思う。これ、予算に絡みますけどね。当初予算のところですけど。ちょっとその辺が、ちょっと解せないなというところでしたので。

藤井本委員長　これはこういうやり方でいいんですか。

山岡課長。

山岡農林課長　この森林環境事業委託料の中に、その意向調査と林道台帳整備業務というのも含まれておりまして、そちらについては大体400万ぐらいの委託事業として、またさせていただいておりまして、残りの300万というところで、そういう何か発生したときの分というところで、一番主な業務としては危険木の伐採というようなところで、今回ある程度枠取り的な部分にもなってくるかと思うんですけども、なかなか危険木、想定できない中で、今年度においてはあんまり対象となる危険木がなかったというようなところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　部長、いけますか。ちょっと分かりやすくさ。

（「分かりやすく」の声あり）

藤井本委員長　余ってないのにここに積み立てているという、単純に答えていただいて。分かりやすく。

内蔵財務部長　今の歳出のほうにつきましては、300……。減額になるんやな。減額幾らかなるというふうに、あくまでも予定ということで。まだ、３月の末までまだ期間がありますので、ひょっとしたらまだ執行が、これからまだあるかもわからないということで、減額は、歳出のほうは減額できないという状況です。ところが、３月の末になって、結果として300万、例えば余ったと。歳出が余っちゃったら、それを基金に積まなければならないので、歳出予算で積立金というこの枠、今352万ですか、これを確保しておかないと、歳出ですので、積立てができないというふうになるので、これを組んでおかないといけないということでございます。それでよろしいですか。

藤井本委員長　はい。じゃあそういう予定で組んでいるという。

内蔵財務部長　そうです。だから、結果的に352万積むかもわからないですし、このうち200万になるかもわからないです。それは３月末の決算を迎えないと、正確な数字というのは分からないです。

藤井本委員長　ほな、余ったときの行き先はちゃんともうつくってあげるという……。

内蔵財務部長　そうです。予算上、歳出は確保しておかないと、積立てができないので。入でしたら予算がなくても、最悪受けることはできるんですけども、歳出はやっぱり350万やったら350万を組んでおかないとできないので、組まさせていただいています。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員、よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員　よく分かりました。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑がないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

今、一般会計のほう、補正終わりましたけども、休憩は先ほど取りました。続いていきた

いと思います。もう行けますか。職員の入替え等ないですか。

職員の方、大変申し訳ないですね。続いていきますので、入替えよろしくお願いいたします。

では次に、議第12号、令和７年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第12号、令和７年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の１ページをお願いします。第１条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,083万2,000円とするものでございます。

６ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の12節委託料で602万3,000円の減額でございます。３款１項１目国民健康保険事業費納付金の18節負担金補助及び交付金で823万5,000円の減額、５款１項基金積立金、１目財政調整基金積立金の24節積立金で、1,527万3,000円の追加でございます。６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、５目償還金の22節償還金利子及び割引料で26万9,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、４ページの歳入をお願いいたします。１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税で1,700万円の減額。３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目１節子ども・子育て支援事業費補助金で602万3,000円の減額。同じく３目１節災害時臨時特例補助金で３万円の増加でございます。４款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金の１節普通交付金で２万5,000円の減額。６款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金で294万6,000円の追加でございます。７款１項１目繰入金の１節前年度繰越金で2,081万8,000円の追加でございます。

５ページをお願いいたします。８款諸収入、３項６目１節の雑入で51万4,000円の追加。９款連合会支出金、１項１目１節の連合会補助金で２万4,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ないですか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

職員の方、大丈夫ですか。続いて行って大丈夫ですか。

次に、議第15号、令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第15号、令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。第１条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億800万2,000円とするものでございます。

５ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の12節委託料で、143万8,000円の減額でございます。

戻っていただきまして、４ページの歳入をお願いいたします。３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目１節子ども・子育て支援事業費補助金で、143万8,000円の減額でございます。今回の補正につきましては、システム改修に伴う契約差金でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議の希望ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、大丈夫ですか、次。

次に、議第13号、令和７年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第３号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第13号、令和７年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,340万9,000円とするものでございます。

事項別明細書よりご説明をさせていただきます。保険事業勘定の歳出でございます。５ページをお願いいたします。

１款総務費、３項介護認定審査会費、１目介護認定審査会費、12節委託料、介護認定支援システム標準化対応業務委託料で323万1,000円の減額でございます。介護認定支援システム標準化対応業務につきましては、葛城市と広陵町が共同で利用している審査会のシステムを標準化するものでございます。当初予算時には両自治体での共同利用の可否が不透明であったため、単独利用するシステムを構築を想定して予算計上を行っておりましたが、年度途中で国から共同利用の可能性を示す回答が届いたため、共同利用でのシステム構築を行うこととしたため、不用額を減額補正するものでございます。

次に、歳入となります。４ページをお願いいたします。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、５目その他一般会計繰入金、１節事務費繰入金で323万1,000円の減額でございます。こちらは歳出の減額に伴う繰入金の減額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

議員間討議ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　それでは、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いてまいります。

次に、議第14号、令和７年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第４号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第14号、令和７年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の第１条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億275万7,000円とするものでございます。今回の主な補正内容といたしましては、学校給食負担金の減額に伴う一般会計繰入金の追加及び事業費の確定に伴う不用額の減額でございます。

５ページをお願いいたします。歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。歳出でございます。１款教育費、１項１目学校給食管理費、学校給食センター運営事業委託料で356万4,000円の減額でございます。

次に、歳入でございます。戻っていただきまして４ページをお願いいたします。１款分担金及び負担金、１項１目教育費負担金、学校給食負担金で479万円の減額。次の２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金で122万6,000円の追加でございます。

説明は以上となります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

杉本委員。

杉本委員　ちょっと補正とは、ちょっと関係ない、本予算に向けてといいますか、ちょっと給食関係で、子どもらにアンケートを取っているじゃないですか。取っていますよね。あれを今までどう反映してきたか、どういうふうに、統計じゃないですけども、ちょっと次それ、次の本予算のときに、ちょっとできれば１回出していただきたいんです。今日はちょっと、いきなりは無理かなと思うんですけども、ちょっと今回関係ないんですけども、それを踏まえてどう改善、給食無償化も始まっていくので、どれぐらいアンケート取られているかというのも、ちょっと細かく次は聞きますので、お願いしておきます。

藤井本委員長　じゃあ当初予算のときによろしくお願いします。

質疑、ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議、ご希望の方おられませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

職員の方の入替えは終わっていますか。では続いて行きます。

次に、議第16号、令和７年度葛城市水道事業会計補正予算（第３号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長　上下水道部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいま議題となりました議第16号、令和７年度葛城市水道事業会計補正予算（第３号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、原水不足による企業団水の受水費の追加、不用額の減額などを行うものでございます。

予算書１ページをお願いいたします。第２条収益的収入及び支出におきまして、１款水道事業収益、２項営業外収益で712万1,000円を追加し、水道事業収益の総額を８億906万5,000円とし、１款水道事業費用、１項営業費用で131万円を追加し、水道事業費用の総額を10億409万8,000円とするものでございます。

続いて２ページをお願いいたします。第３条、資本的収入及び支出におきまして、１款資本的支出、１項建設改良費で1,450万円を減額し、資本的支出の総額を４億3,638万4,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４億3,120万4,000円を４億1,670万4,000円に改め、記載のとおり補てん財源の補正を行います。

詳細につきましては、補正予算明細書におきましてご説明申し上げます。14ページまでお進みください。まず、収益的収入でございます。１款水道事業収益、２項営業外収益、３目消費税及び地方消費税還付金で712万1,000円の増額でございます。

次に、収益的支出でございます。１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費で131万円の追加でございます。追加する予算は、企業団水の受水増量に伴います受水費の増額でございます。

続いて、15ページに移りまして、資本的支出でございます。１款資本的支出、１項建設改良費、２目配水設備費で1,050万円の減額。４目固定資産購入費で400万円の減額でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

梨本委員。

梨本委員　ちょっと確認だけさせてほしいんですけど、５ページの補正予算の実施計画のところで、１款水道事業収益の２項の営業外収益の、１目受取利息及び配当金156万5,000円なんですけれども、これ当初から全然変わってないと思うんですけれども、何か新たに水道のほうから運用されたりとか、こういう利息が返ってくるようなものがなかったという理解でよろしいのか、ちょっとその辺り説明いただけますか。

藤井本委員長　西川課長。

西川水道課長　水道課の西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、受取利息配当金、当初から変わっておりませんのは、当初どおり予定しておったというところでございます。公社等の貸付けのことやと理解しておりますが、ちょっと短期でございますが、受取利息についてはいつ返ってくるか、今のところ未定やというところでしたので、利率だけを設定して、受取利息については予算としては計上しておらんというところでございます。

以上です。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　あんまりここでやっていいのかどうか、ちょっとほかで、新規の当初のほうでまた話しさせてもらったらええんかなと思うんですけれども、どこ見てもちょっとやっぱり分からないので、ほかの話の中では、こういう運用をしているという話は出てきながら、こういったちょっと、こういう予算書に反映されてないというので、ちょっとなかなか分かりにくいのかなというふうに思うんです。その辺りまた、ちょっと新規のほうでも、運用基準も含めてちょっと確認させていただきたいと思いますので、ちょっと準備だけしておいていただけたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長　その辺、どういう形でやっているかというのは、もう予算でということね。例えば利息の先取りとか、後取りとかいうのあるじゃないですか。いつ払うという。そういうことも含めて、そのときにお答えいただけるよう、私からもお願いしておきます。

ほかにないですか。ないですね。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第17号、令和７年度葛城市下水道事業会計補正予算（第３号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田部長。

吉田上下水道部長　続いて、ただいま議題となりました議第17号、令和７年度葛城市下水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、不用額の減額及び他会計補助金の追加を行うものでございます。

予算書１ページをお願いいたします。第２条、収益的収入及び支出におきまして、１款下水道事業収益、２項営業外収益で1,976万円を減額し、下水道事業収益の総額を11億9,643万4,000円とし、１款下水道事業費用、２項営業費用で2,200万円を減額し、下水道事業費用総額を11億8,988万9,000円とするものでございます。

続いて、２ページをお願いいたします。第３条、資本的収入及び支出におきまして、１款資本的収入、１項企業債で300万円を減額。４項補助金で224万円を減額し、資本的収入の総額を４億1,584万8,000円とし、１款資本的支出、１項建設改良費で300万円を減額し、資本的支出の総額を７億4,514万7,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億2,705万9,000円を３億2,929万9,000円に改め、記載のとおり補てん財源の補正を行います。

続いて、３ページに移りまして、第４条、他会計からの補助金におきまして、５億1,881万9,000円を５億2,045万9,000円に改めます。詳細につきまして、補正予算明細書におきましてご説明申し上げます。14ページまでお進みください。

まず、収益的収入でございます。１款下水道事業収益、２項営業外収益、３目他会計補助金で164万円の追加。４目補助金で2,140万円の減額でございます。次に、収益的支出でございます。１款下水道事業費、１項営業費用、１目管渠費で2,200万円の減額でございます。

15ページに移りまして、資本的収入でございます。１款資本的収入、１項１目企業債で300万円の減額。４項補助金１目国庫補助金で224万円の減額でございます。次に、資本的支出でございます。１款資本的支出、１項建設改良費、１目下水道建設費で300万円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算に関する議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようでございますので、委員外議員からの発言を終結いたします。

お昼回りまして、12時半となりました。朝９時半から熱心に慎重審議いただきましたことに感謝申し上げます。

これをもちまして予算特別委員会、本日の補正予算に関係する分を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉　会　午後０時３２分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長　　藤井本　浩